平成２８年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市北山町字東浦43番地１（401）
債務者　長友　幹夫
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午後３時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４１４０号
大阪市住吉区長居東１丁目25番１号
債務者　松澤恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９号
静岡県菊川市西方1863番地
債務者　夏目　智美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
北海道旭川市大町１条12丁目97番地の118
大町１―12ハイツＡ201号室
債務者　木村　　淳
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７８号
愛知県西尾市丁田町流54番地　シャンブルド・アミイ103号室
債務者　竹内　欣也
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１２８号
札幌市東区北26条東６丁目２番３号
破産者　齊藤　隆夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４３号
川崎市川崎区日進町18番地９　大成屋ビル801、開始決定時の住所横浜市神奈川区新子安１丁目27番17―505号
破産者　柳原　公子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０号
神奈川県平塚市浅間町６番３―103号　ハイツ崇善、前住所神奈川県平塚市高浜台30番３―805号
破産者　石田　文樹
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４２号
静岡県島田市旭２丁目27番32号
破産者　河邉　京一
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１２２号
大阪市東住吉区駒川５丁目３番10号　ドミール駒川201号
破産者　廣岡　　強
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０７号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　千田方、事業所所在地大阪府八尾市新家町８丁目20番地
破産者　共伸ゴム工業所こと千田玄こと　朱　玉
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８４号
横浜市青葉区田奈町４番地１　パストラル田奈104
破産者　鈴木　一伸
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
神奈川県藤沢市石川６丁目15番地の40
破産者　矢代　　英
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１２号
横浜市保土ケ谷区帷子町１丁目４番地１　ライオンズプラザ保土ケ谷405号
破産者　田中友一郎
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５号
新潟市南区大通２―３―８（住民票上の住所）新潟市南区鷲ノ木新田6815番地29、前住所新潟市西区大野町2965番地
破産者　石附畳店こと　石附　正男
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
神戸市西区二ツ屋１丁目22番５―101号
破産者　上川　正行
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係